仕　様　書

年　度	平成27年度
場　所	三原市久井町吉田
名　称	吉田調整池電気設備工事
種　別	簡易水道事業　　第　　号
期　間	年　月　日～　年　月　日まで(契約締結後　日間)
概　要	電気設備 引込開閉器盤 1面,受電・照明分岐盤 1面,動力制御盤 1面, UPS 1.5kVA 1台,導水ポンプ現場操作盤 1面,揚砂ポンプ現場操作盤 1面, 計装・テレメータ盤 1面,ポンプ井水位計 2組

三 原 市 水 道 部

工　事　数　量　総　括　表

工事名称	吉田調整池電気設備工事　　（ 当初 ）	事業区分	
		工事区分	

名称・施工箇所・施工方法等	規　　格	単　位	数量	摘　　要
本工事費		式	1	
電気設備工事【補助】		式	1	レベル１
材料費		式	1	レベル２
電気材料		式	1	レベル３
低圧ケーブル		式	1	
制御ケーブル		式	1	
電線		式	1	
端末処理材		式	1	
電線管類		式	1	
ｹｰﾌﾞﾙﾗｯｸ		式	1	
ﾌﾟﾙﾎﾞｯｸｽ		式	1	
ﾊﾝﾄﾞﾎｰﾙ		式	1	
接地材料		式	1	

工　事　数　量　総　括　表

工事名称	吉田調整池電気設備工事　（当初）	事業区分	
		工事区分	

名称・施工箇所・施工方法等	規　　格	単　位	数量	摘　　要
電柱装柱材		式	1	
外灯		式	1	
電極		式	1	
防火区画処理材		式	1	
補助材料費		式	1	
労務費		式	1	レベル２
一般労務費		式	1	レベル３
機器据付・配線工		式	1	
技術労務費		式	1	レベル３
機器据付		式	1	
単体調整工		式	1	
組合せ試験工		式	1	
複合工費		式	1	レベル２

工 事 数 量 総 括 表

工事名称	吉田調整池電気設備工事 (当初)	事業区分	
		工事区分	

名称・施工箇所・施工方法等	規　　格	単　位	数量	摘　　要
電気室床ピット築造工事		式	1	レベル３
コンクリート打設（材工共）		式	1	レベル４
モルタル仕上工事（材工共）		式	1	レベル４
型枠工事（材工共）		式	1	レベル４
防塵塗床工事（材工共）		式	1	レベル４
ピット蓋取付工事（材工共）		式	1	レベル４
ポンプ室踏板設置工事		式	1	レベル３
踏板取付工事（材工共）		式	1	レベル４
盤架台設置工事		式	1	レベル３
鋼材設置工事（材工共）		式	1	レベル４
屋外操作盤基礎工事		式	1	レベル３
コンクリート打設（材工共）		式	1	レベル４
モルタル仕上工事（材工共）		式	1	レベル４

工　事　数　量　総　括　表

工事名称	吉田調整池電気設備工事　　（ 当初 ）	事業区分	
		工事区分	

名称・施工箇所・施工方法等	規　　格	単　位	数量	摘　　要
型枠工事（材工共）		式	1	レベル４
外灯基礎工事		式	1	レベル３
コンクリート打設（材工共）		式	1	レベル４
モルタル仕上工事（材工共）		式	1	レベル４
型枠工事（材工共）		式	1	レベル４
地業工事（材工共）		式	1	レベル４
土工事		式	1	レベル３
掘削工		式	1	レベル４
埋戻し工（発生土）		式	1	レベル４
埋戻し工（購入土）		式	1	レベル４
発生土処分	建設発生土 処分費有	式	1	レベル４
地業工事		式	1	レベル３
地業工事（材工共）		式	1	レベル４

工 事 数 量 総 括 表

工事名称	吉田調整池電気設備工事 (当初)	事業区分	
		工事区分	

名称・施工箇所・施工方法等	規　　格	単　位	数量	摘　　要
直接工事費		式	1	
諸経費対象外積上		式	1	
電気設備工事【補助】		式	1	レベル２
機器費		式	1	レベル３
引込開閉器盤	屋外装柱形 SUS製	面	1	
受電・照明分岐盤	屋内鋼板製自立形	面	1	
動力制御盤	屋内鋼板製自立形	面	1	
UPS	常時ｲﾝﾊﾞｰﾀ方式 1.5kVA	台	1	
導水ポンプ現場操作盤	屋内鋼板製壁掛形	面	1	
揚砂ポンプ現場操作盤	屋外鋼板製スタンド形	面	1	
計装・テレメータ盤	屋内鋼板製自立形	面	1	
ポンプ井水位計	投込式水位計	組	2	
共通仮設費率額		式	1	

工 事 数 量 総 括 表

工事名称	吉田調整池電気設備工事 (当初)	事業区分	
		工事区分	

名称・施工箇所・施工方法等	規　　格	単　位	数量	摘　　要
共通仮設費合計				
純工事費				
現場管理費		式	1	
工事原価				
契約保証費				
一般管理費(契約保証費含む)		式	1	
諸経費対象外積上		式	1	
工事価格				
消費税相当額		式	1	
工事費				

特　記　仕　様　書

第1章　総則

第1節　適用

１．本特記仕様書は，簡易水道事業　吉田調整池電気設備工事に適用する。

２．本特記仕様書に記載のない事項については，次によるものとする。

・三原市水道部建設改良工事施工管理基準　平成２６年５月　三原市水道部

・土木工事共通仕様書（平成２７年４月）広島県

※　土木工事共通仕様書は「広島県の調達情報」に掲載している。

https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/

・水道工事標準仕様書　２０１０　日本水道協会

・その他関連規格類

・ただし，設計書及び設計図面に特別な記載がある事項並びに特記仕様が付加された事項についてはこの限りではない。

第2節　現場代理人の常駐義務の緩和

１．監督員等と携帯電話等で常に連絡がとれることに加え，次に掲げるいずれかの事由に該当する場合には，建設工事請負契約約款第１０条第３項に規定する「現場代理人の工事現場における運営，取締り及び権限の行使に支障がなく，かつ，発注者との連絡体制が確保されると認めた場合」として取扱う。

１）請負金額が２，５００万円（建築一式工事にあっては５，０００万円）未満

２）契約締結後，現場事務所の設置，資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

３）建設工事請負契約約款第２０条第１項又は第２項の規定により，工事の全部の施工を一時中止している期間

４）橋梁，ポンプ，ゲート，エレベーター等の工場製作を含む工事であって，工場製作のみが行われている期間

５）前３号に掲げる期間のほか，工事現場において作業が行われていない期間

６）その他，特に発注者が認めた期間

第3節　現場代理人の兼務

１．受注者は，前節 1）に該当することにより現場代理人の工事現場への常駐を要しないこととされた場合であって，かつ，次

に掲げる条件をいずれも満たすときは，本件工事における現場代理人について，別記様式「現場代理人の兼務について（申請）」に必要な書類を添付して，他の公共工事（道路維持修繕業務委託（路線委託）（以下「路線委託」という。）を含む。）の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。

１）兼務する工事箇所がすべて三原市内であり，各現場の相互の間隔は，直線で１０ｋｍ以内（１３０万円以下の工事を除く）とします。

２）兼務する工事件数が本件を含め５件（災害復旧工事を含む場合）以内であること。ただし，通常工事の兼務件数は３件以内であること。

３）監督員等の求めにより，速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。

２．発注者は，受注者からの申請に基づき，兼務する各工事の内容，工程等を勘案し，現場代理人の兼務について承認の適否を通知する。このとき，兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は，兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しの提出を求めることがある。

３．発注者は現場代理人の兼務について，次に掲げる事由に該当すると認めたときは，承認を取消すものとする。

１）兼務の承認後，変更契約（指示書等を含む。）により，請負契約が２，５００万円以上（建築一式工事の場合は５，０００万円）となったとき。

２）兼務申請において，重要な事項について虚偽の申告をし，又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明したとき。

３）兼務の承認後，重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等，必要な報告を怠ったことが判明したとき。

４）著しい状況の変化により，兼務を承認することが適当でなくなったとき。

５）その他，発注者が兼務を承認することが適当でなくなったとき。

４．重要な事項について虚偽の申告を行う等，不適切な申請を行った者，又は，兼務の承認後に重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等，必要な報告を怠った者に対しては，請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を行なうことがある。

５．平成２７年１月２２日公告分（随意契約分は同日以降の契約分）から適用する。
なお，平成２７年１月２２日より以前に契約し施工中の工事との兼務も可能とする。

６．現場代理人を兼務することとなった場合は「工事管理状況報告書」により，それぞれの工事の監督員に，毎週指定の日までに報告書を提出すること。

第4節　現場管理

１．請負者は工事現場内において，監理技術者，主任技術者（下請けを含む）に工事名，工期，顔写真，所属会社名及び証明印

の入った名札を着用するものとする。

2．工事の施工については，場内の構造物を損傷させないように十分注意すること。万一損傷を与えた場合は，直ちに監督員に報告し，監督員の指示に従い請負者の負担において速やかに原形復旧すること。

3．機器の搬入，搬出については，既設設備及び搬入する機器を損傷させないように施工箇所周囲等に養生を施し，細心の注意を払って行うこと。また，搬入搬出方法については現場に合った最善の方法を検討し，監督員に計画書を提出すること。

4．請負者は工事現場が隣接し，または同一場所において施工する別途工事がある場合は常に相互協調し十分調整の上，工程，施工管理等に努めること。

5．請負者は工事現場内の労働安全に留意し，風紀及び衛生の取締りならびに火災，盗難，その他事故防止について責任を持って十分な注意を払うこと。

第5節　諸法令の順守等

1．本工事の施工にあたり，請負者は関係諸法令を遵守し，工事に必要な届出，手続き，申請等は請負者が代行し，これに要する費用はすべて請負者の負担とする。

2．本工事にて準拠すべき規格並びに基準は特に記載のない事項については現行の下記によること。

1）日本工業規格（ＪＩＳ）
2）日本水道協会規格（ＪWWA）
3）水道施設設計指針・解説
4）水道維持管理指針
5）電気学会電気規格調査会標準規格（ＪＥＣ）
6）日本電機工業会規格（ＪＥM）
7）日本電線工業会規格（ＪＣＳ）
8）電気設備に関する技術基準を定める省令（経済産業省令）
9）内線規程（電気技術基準調査委員会編）
10）労働基準法
11）労働安全衛生規則
12）公共建築工事標準仕様書・標準図・工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
（電気設備工事編・機械設備工事編・建築工事編）
13）その他関係法規

第6節　施工体系図

請負者は，土木工事共通仕様書第１編１－１－１－１０第２項によるほか，下請負契約を締結したときは，遅延なく施工体系図を作成し，監督員へ提出すること。

第7節　図面

実際の図面と縮尺が異なる図面（縮小図面）については，契約締結後，請負者に対し，関係図面の原図又はデータを貸与する。

第8節　提出書類

１．提出書類及び部数は水道部において定めているもの及び監督員の指示によるものとする。なお，これらに要する費用はすべて請負者の負担とする。

２．主要機器等については，監督員と本仕様書及び設計図に基づく設計製作に関し詳細な打合せを行い，承認図を作成し提出すること。

１）各機器製作図
２）単線結線図
３）計装フロー図
４）展開接続図
５）機器配置図
６）各種計算書・検討書等
７）その他監督員が指示するもの

３．本工事に使用する機器，諸材料等は見本品又はカタログ等の承認図を提出し，監督員の承諾を受けること。また，設計図書等に記載された型番等は参考とし，同等品以上を使用すること。

４．本工事完了後，完成図書（金文字黒表紙）を３部作成し監督員に提出すること。また，完成図書一式を電子データとし提出すること。（図面はＪＷ－ＣＡＤデータ及び完成図書はＰＤＦデータに変換し提出すること。）

１）竣工図
２）施工図
３）機器完成図
４）取扱説明書

５）各種機器試験成績書
６）現地試験調整成績書
７）官公署届出書類
８）その他必要なもの

第2章　施工条件

第1節　作業時間等

作業時間は，月曜日から金曜日の８時 30 分から 17 時 00 分までの間とし，土日祝日は休工とする。やむを得ず，作業をおこなう場合は監督員と協議すること。（場内への入場は８時以降とする。）

第2節　仮設物

請負者詰所，工作小屋，資材置場及び足場等の仮設物を設置する場合は，その設置位置及びその他について監督員の承諾を受けること。

第3節　建設副産物

１．建設発生土（搬出）（建設発生土リサイクルプラント，建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時たい積））

当該工事により発生する建設発生土は，公の関与する埋立地，建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地（一時たい積を含む。）のいずれかに搬出するものとする。

また，搬出先として，運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になる建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地（一時たい積を含む。）を見込んでいる。したがって，正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用（単価）は変更しない。

なお，工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により，建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地（一時たい積を含む。）への搬出が困難となった場合は，発注者と請負者が協議するものとする。

第3章　施工管理

第1節　工程管理

請負者は，１ 週間分の工事日報を翌週の月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日）までに，その週の週間工程とあわせ提出する

ものとする。また，添付書類について監督員から補足を求められた場合は，直ちに提出しなければならない。

第2節　検査及び試験

１．請負者は本工事において水道部が行う検査を受け，これに合格しなければならない。なお，これらの成績は請負者にて作成し，監督員に提出すること。
２．本工事における検査（工場検査・完成検査）及び試験の詳細については監督員との打合せによるものとする。
３．主要機器については，工場検査を行うものとするが，メーカー等の試験成績書等で確認できる場合は監督員の承諾を受けた場合は省略することができる。
４．検査及び試験に要する一切の費用はすべて請負者の負担とする。ただし，水道部職員の派遣費等は含まない。

第3節　工事立会

請負者は，水中，地下等に埋設する工事，その他工事完了後外部から明視できなくなる箇所を施工するとき，または重要な工事段階において施工する場合は監督員の指示に従い，立会いのもと施工すること。ただし，監督員の承諾を受けた場合はこの限りではないが，工事状況等を撮影し，その都度監督員に提出しなければならない。

第4節　その他

１．本設計書における配置図などは参考資料であり，現場をよく調査・検討した上で詳細な施工図などを監督員に打合せ簿により提出し，承諾を受けること。
２．本設計図書等は設計の大要を示すものであり，詳細部等について技術的必要事項は明記無くとも請負者の負担において完全に施工すること。
３．建築構造，機械設備等のとり合いの関係でおこる機器の位置及び配線路等の軽微な変更が生じた場合については，監督員と打合せの上，請負金額の変更を行わず施工すること。
４．工事完了後，請負者は水道部の指示する期間内に各機器について，専門の熟練した技術者を派遣して機器の取扱説明を行うこと。
５．工事完了後，後片付け，清掃及び仮設物の撤去等は監督員の指示により速やかに行うこと。
６．近接する地域住民に工事内容等を十分に周知したうえで，苦情やトラブルのないように施工に努めること。
７．本特記仕様書及び設計図面等に明示のない事項，またはその内容に疑義が生じた場合は監督員の指示を受けること。

第4章　その他

第1節　保証期間

１．本工事の保証期間は引渡し後２年間とする。

２．工事完了後，請負者の設計製作の不備，材料不良及び工事の不完全に起因すると判定される故障，または性能，機能上の不備欠陥を生じた場合には，請負者の負担において速やかに水道部の指示するとおりに修理または新品と取替を指示する期間内に完了すること。なお，保証期間後といえ，機器の欠陥等が見つかった場合には請負者は無償にて速やかに水道部の指示するとおりに修理または新品と取替を行うこと。

３．また，設計工作及び部品の不良等に起因する事故に対して，その因によっては請負者が責任を負うものとする。

第5章　電気設備

第1節　一般事項

１．概　　要

本設備は、中国電力（株）より低圧受電し、各負荷への配電、運転操作、計装、特殊電源設備を含むものであり、これらの電気設備の新設を行う。

２．設備機器構成

⑴ 引込開閉器盤
⑵ 受電・照明分岐盤
⑶ 動力制御盤
⑷ ＵＰＳ
⑸ 導水ポンプ現場操作盤
⑹ 揚砂ポンプ現場操作盤
⑺ 計装・テレメータ盤
⑻ ポンプ井水位

第2節　電気設備機器仕様

１．引込開閉器盤

⑴ 数　　量	１面	
⑵ 形　　式	屋外装柱形　SUS 製	
⑶ 寸　　法	800W×1200H×200D	
⑷ 収納機器（盤面）		
1)名称銘版		１式
2)その他必要なもの		１式
⑸ 収納器具（盤内）		
1)三相電力量計取付余地		１式
2)単相電力量計取付余地		１式
3)自動復帰形　漏電遮断器(3P　225AF)		１台
4)自動復帰形　漏電遮断器（2P　100AF）		１台

5)その他必要なもの　１式

2．受電・照明分岐盤

(1) 数　　量　１面

(2) 形　　式　屋内自立形　鋼板製

(3) 寸　　法　800W×2300H×800D

(4) 収納機器（盤面）

1)名称銘版　１式

2)交流電圧計　２台

3)交流電流計　１台

4)同上切替スイッチ　２台

5)故障表示窓　１式

6)押釦スイッチ　１台

7)その他必要なもの　１式

(5) 収納器具（盤内）

1)配線用遮断器　3P　225AF　２台

2)配線用遮断器　2P　100AF　２台

3)配線用遮断器　2P　50AF　４台

4)漏電遮断器　2P　50AF　３台

5)計器用変流器　200/5A　２台

6)三相用アレスタ　１組

7)単相用アレスタ　１組

8)耐雷トランス　100/100V　1.5kVA　１台

9)補助継電器類　１式

10）盤内照明及びドアスイッチ　１式

11)端子台および盤内配線　１式

12)その他必要なもの　１式

3．動力制御盤

(1) 数　　量　　1 面

(2) 形　　式　　屋内自立形　鋼板製

(3) 寸　　法　　1000W×2300H×800D

(4) 収納機器（盤面）

1)名称銘版	1 式
2)交流電流計	2 台
3)同上用切り替えスイッチ	2 台
4)警報接点（2 点）付広角度指示計	1 台
5)故障表示窓	1 式
6)状態表示窓	1 式
7)切替スイッチ（電気室-遠方）	1 台
8)切替スイッチ（No.1-交互-No.2）	1 台
9)切替スイッチ（投込-電極-ﾀｲﾏｰ）	1 台
10)操作スイッチ（手動-自動）	1 台
11)操作スイッチ（停止-運転）	2 台
12)同上用表示灯	4 個
13)押釦スイッチ	2 台
14)その他必要なもの	1 式

(5) 収納器具（盤内）

1)配線用遮断器　3P　50AF	1 台
2)漏電遮断器　3P　225AF	2 台
3)漏電遮断器　3P　50AF	5 台
4)配線用遮断器　2P　50AF	1 台
5)計器用変流器　150/5A	4 台
6)計器用変流器　15/5A	2 台
7)2 要素継電器	2 台
8)熱動継電器	4 台

9)可逆 0.4kW 用電磁接触器	２組
10)非可逆 2.2kW 用電磁接触器	２組
11)スターデルタ 22kW 用電磁接触器	２組
12)力率改善用コンデンサ　300μF	２台
13)力率改善用コンデンサ　40μF	２台
14)電流用トランスデューサ	２台
15)フロートレススイッチ	１式
17)アイソレータ	１台
18)補助継電器類	１式
20)盤内照明及びドアスイッチ	１式
21)端子台および盤内配線	１式
22)その他必要なもの	１式

⑹ その他

1)導水ポンプ及び導水ポンプ吐出弁の自動連動回路を構築すること。

2)揚砂ポンプの自動回路を構築すること。

3)遠方監視装置よりアナログ出力を受け、盤面に指示し、警報接点を導水ポンプ制御回路へ入力する。

４．ＵＰＳ

⑴ 数　　量	１台
⑵ 形　　式	常時インバータ方式
⑶ 定格容量	1.5kVA
⑷ 定格入力	１φ2W100V60Hz
⑸ 定格出力	１φ2W100V60Hz
⑹ 停電保証時間	１０分

５．導水ポンプ現場操作盤

⑴ 数　　量	１面
⑵ 形　　式	屋内壁掛形　鋼板製
⑶ 寸　　法	800W×1000H×400D

⑷ 収納機器（盤面）

1) 名称銘板	1 式
2) 交流電流計	2 台
3) 広角度指示計	2 台
4) 故障表示灯	1 式
5) 切替スイッチ（現場-電気室）	1 台
6) 切替スイッチ（単独-連動）	1 台
7) 操作スイッチ（停止-運転）	2 台
8) 操作スイッチ（閉-停止-開）	2 台
9) 同上状態表示灯	10 個
10) 押釦スイッチ	1 台
11) その他必要なもの	1 式

⑸ 収納器具（盤内）

1) 盤内照明	1 式
2) スペースヒータ	1 式
3) 端子台及び内部配線	1 式
4) その他必要なもの	1 式

⑹ その他

1) 吐出弁開度センサおよび抵抗電流変換器は機械手配とする。

6．揚砂ポンプ現場操作盤

⑴ 数　　量	1 面
⑵ 形　　式	屋外スタンド形　鋼板製
⑶ 寸　　法	600W×900H×400D

⑷ 収納機器（盤面）

⑴ 名称銘板	1 式
⑵ 交流電流計	2 台
⑶ 故障表示灯	1 式
⑷ 切替スイッチ（手動-自動）	2 台

⑸ 操作スイッチ（停止-運転）　２台
⑹ 同上用状態表示灯　４台
⑺ 押釦スイッチ　１台
⑻ その他必要なもの　１式

⑸ 収納器具（盤内）

1) 盤内照明　１式
2) スペースヒータ　１式
3) 端子台及び内部配線　１式
4) その他必要なもの　１式

7．計装・テレメータ盤

⑴ 数　　量　１面
⑵ 形　　式　屋内自立形　鋼板製
⑶ 寸　　法　800W×2300H×800D

⑷ 収納機器（盤面）

⑴ 名称銘板　１式
⑵ 広角度指示計　２台
⑶ 故障表示窓　１式
⑷ 切替スイッチ（No.１-No.２）　１台
⑸ 押釦スイッチ　１台
⑹ その他必要なもの　１式

⑸ 収納器具（盤内）

1) テレメータ子局取付余地　１式
（対新久井浄水場）
2) テレメータ親局取付余地　１式
（対取水施設）
3) 投込式水位計変換器取付余地　１式
4) 警報設定器　２台
5) アイソレータ　１台

6) 信号用アレスタ　２台
7) 配線用遮断器　2P　50AF　６台
8) 電源装置（AC100V/DC24V）　１台
9) 盤内照明及びドアスイッチ　１式
10) 端子台及び内部配線　１式
11) その他必要なもの　１式

⑹ その他

1) UPS 引込遮断器と商用引込遮断器に機械式インターロックを設けること。

8.ポンプ井水位計

⑴ 数　　量　２組
⑵ 形　　式　投込式
⑶ 測定範囲　０　～　６　m
⑷ 構成機器（1 組当たり）

1) 投込式水位計検出器　１台
2) 投込式水位計中継箱（指示計付）　１台
3) 投込式水位計変換器　１台
4) スタンション（日除けカバー付、SUS 製）　１式
5) その他必要なもの　１式

第6章　据付配線配管工事

第1節　一般事項

１．適用

本工事は，吉田調整池電気設備工事に伴う据付配管配線工事に適用する。本工事の据付配線工事工程などをあらかじめ監督職員と打合せを行い，施工すること。また，水道工事標準仕様書「設備工事編」（日本水道協会）によるものとする。

２．施工図

工事の施工に先立ち，施工の際に必要となる機器据付，配管配線，スリーブ，箱抜き等の図面を提出し，監督員の承諾を受けること。また，同一場所において施工する別途工事がある場合は取合い関係等の図面を作成し速やかに他工事請負業者と取合いを行うこと。

３．工事写真

工事の進捗状況や工事完了後の状況確認が不可能な部分及び監督員が必要と指示した部分について工事等の状況を示す写真を撮影し，作業完了後，速やかに監督員に提出すること。

第2節　施工範囲

１．第５章に記載する機器の製作及びそれに関する据付・試運転調整工事
２．上記記載の盤間及び各機器間の動力・制御・計装ケーブルの配線，配管工事
３．引込柱の建柱及び装柱機器の取付，配線，配管工事
４．機器据付基礎及び計装機器据付架台取付工事
５．電気室ケーブルピット築造及び床仕上げ工事
６．ケーブルラック布設工事
７．防火区画貫通部の防火区画処理工事
８．屋外配線ルート，ハンドホール築造工事及び掘削工事
９．場内接地の各種接地工事
１０．その他上記に伴う諸工事